

自営業・フリーランスのみなさん！

国保料

コロナで売上3割以上減 などの場合

全額免除に

一緒に
申請を



新たな国保料の減免制度ができました。要件を満たせば、国保料が最大で全額免除に。今すぐ申請して、高すぎる国保料の負担を軽減しましょう。

国保料の減免制度 —事業所得者の場合—

※給与所得者の場合は下線部を「給与」に、不動産所得者は「不動産」に置き換えてください

【対象】以下を全て満たす世帯

- ① コロナの影響で世帯主の事業収入が前年より3割以上減少(見込みでOK)
- ② 世帯主の前年の合計所得金額が1000万円以下
- ③ 世帯主の前年の事業所得以外の所得合計額が400万円以下

【免除・減額の割合】

世帯主の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下	100%(全額免除)
400万円以下	80%
550万円以下	60%
750万円以下	40%
1000万円以下	20%

注:世帯主の事業所得の他に世帯全体で所得がある場合は、その分だけ減免割合が下がります。

【必要書類】

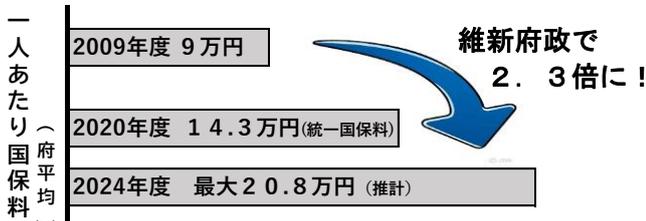
減免申請書、売上減少が分かる帳簿など。詳しくはお近くの民商へお問合せ下さい。

< Q & A >

- Q1: 前年比で3割以上減少するか不明です。
A1: 減少は見込みでOK。減少が分かる帳簿などを提出しましょう。結果3割以上減少しなかった場合でも「取消しの対象にはしない」が厚労省の方針です。
- Q2: 売上減少はコロナが原因か分かりません。
A2: コロナは社会全体に影響している為、コロナの影響でないことが明らかな場合以外は対象です。
- Q3: いつからの保険料が対象ですか？
A3: 売上減少の時期に関わらず2020年2月～2021年3月納期の国保料全額が対象です。
- Q4: コロナで廃業になりました。
A4: 世帯主が廃業やコロナにかかり重篤な傷病を負った場合は全額免除になります。
- Q5: 市町村によって制度が異なるの？
A5: 費用は国が負担しますが、実施内容を決めるのは市町村です。制度拡充を求めていきましょう。

維新の大幅値上げストップ！

維新府政は国保料の大幅値上げ計画を進めています。ストップさせ、公費1兆円増でサラリーマン(協会けんぽ)並みの国保料を実現しましょう。



後期高齢者、介護、国民年金などの保険料の免除制度もご相談を

民商